

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、親が昭和62年9月頃にA郡B町（現在は、C市）の職員から、私の国民年金未納保険料を至急納めるようにと電話で督促され、手元のお金（40万円ほど）を町役場の厚生課の窓口で納付したと聞いているのに、ねんきん特別便の国民年金加入記録では、申立期間が空白となっている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその家族は、申立人が20歳到達時に居住していたD市及び申立期間中に転居したA郡B町において、国民年金への加入手続をした記憶が無い上、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたとしているその父親は、申立人の国民年金保険料（40万円ほど）を町役場で納付したとしているが、申立期間の保険料額は約11万円であり、申立ての額と大きく相違する一方、申立人の国民年金保険料納付記録では、平成7年10月から10年3月までの保険料（36万7,690円）が9年4月28日及び同年11月12日に納付されている。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 42 年 8 月に前勤務先を退職後すぐにA社に入社し、定時制高等学校を卒業する 44 年 3 月まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間頃にA社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人はB高等学校を卒業後すぐに別の事業所に勤務したと述べているところ、申立人の卒業時期について、同校は、昭和 43 年 3 月*日と回答していることから、申立人のA社における勤務期間は長くても半年程度であったことがうかがえる。

また、A社の関係者は、「当時、見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」と述べている上、入社日から厚生年金保険被保険者資格取得日まで数か月の空白がある同僚が確認できることから、同社では入社と同時に従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、A社は既に解散しており、申立人に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料が残っていない。

加えて、申立期間については、雇用保険の記録が確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。